

平成27年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成28年1月27日)

1 日時

平成28年1月27日(水)

午後 1時30分 開会

午後 3時35分 閉会

2 場所

消費生活センター研修室(自治会館1階)

3 議事

- (1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて
- (2) 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて
- (3) 平成28年度水質測定計画について

4 出席委員

石田順一郎 市川陽子 河津賢澄 崎田裕子

佐藤俊彦(代理出席:中村英猛) 菅井ハルヨ 長林久夫 橋口恭子

細谷寿江 油井妙子 和合アヤ子 渡邊明 (以上12名)

5 欠席委員

大迫政浩 菅野篤 清水晶紀 高荒智子 馬場孝允 山口信也 芳見弘一
和田佳代子(以上8名)

6 事務局出席職員

渡辺 生活環境部次長(環境共生担当)

(環境共生総室)

高橋 部参事兼水・大気環境課長

志田 水・大気環境課主幹兼副課長 他

7 内容

(1) 開会 (司会：渡邊水・大気環境課専門薬剤技師)

(2) 挨拶 渡辺生活環境部次長

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、長林会長から議事録署名人として渡邊委員と橋口委員が指名された。

(4) 議事

ア 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料1-1から1-3により、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【長林議長】

石田委員から事前の質問が提出されているので、回答をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

質問は「県内には特別排水規制水域の指定はないとの記載があるが、指定がないにもかかわらず、なぜ排水基準を改正するのか。今後、指定する予定があるのか。」という質問である。

これについては、現在県内には特別排水規制水域に指定されている水域や指定予定の水域はないが、指定されたときは速やかに対応できるように今回改正するものである。制度として条例上整えておくという趣旨である。

【長林議長】

それでは、質問等を受けたいと思う。

【渡邊委員】

基準を厳しくするという事は、有害物質なので結構なことだと理解しているが、参考資料の4の排出状況のなかで、全体の排出量のうち0.08%が公共用水域に排出されているということだが、公共用水域への排出量が2.8トンだとすると、全体の排出量として約3500トンのトリクロロエチレンが放出されているという理解でよいか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

P R T Rは、化学物質の保管、移動を全国的に調べている全国一律のデータであり、全体の0.08%ということである。

【渡邊委員】

これは全国のデータとして0.08%ということか。全国として3500トンくらい出ているということか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

【渡邊委員】

福島県の現状を知りたいのだが。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

確認した上で回答したい。

【渡邊委員】

特別排水規制水域は設けていないという話だったので、これだけ出ているとなると監視体制がうまくいっておらず汚れているところがあるのではないかという疑念をもった。

茂庭とか三春もそうだが、多くの方が使っている水田があり、そういう水域の安全性は大丈夫か。今問題になるのは、いろんな廃棄物が上流水域に持ってこられているという状況があるので、そういう経過も含めて特別排水規制水域の設定を考えているか。

データは後で教えていただければと思う。

【河津委員】

今回の改正については、法的な改正に基づいて上乗せ条例、生環条例を改正するという意味では非常にいい対応だと思う。

確認したいのは、環境省が改正した背景というのは、単に技術的な話だけなのか、影響を心配しての話なのかということである。

今回はトリクロロエチレンということだが、その他にパークロロエチレンというような他の有害物質についても検討されているのか見通しについて教えていただきたい。

【市川委員】

先ほど、渡邊委員が茂庭のことを話したが、茂庭の上流には何も建物もないので、水源としては排水されるものは山の水だけだが。

【渡邊委員】

茂庭ダム周辺は人もいる。山岳地帯では廃棄物のこともあるので前もって指定をしないと。

【長林委員】

それでは、河津委員の質問について回答をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

P R T Rにより全国的な化学物質の保管、移動の統計を取りながら、評価をしながら取り組んでいる。

化学物質というのは、何万種も新たに生まれ使われているが、知見を積み重ねながら基準を見直していき、このトリクロロエチレンについても今回厳しくなっていると理解している。

【河津委員】

何が問題なのかということもP R T Rの中で考えていくということは重要であると思う。

【長林議長】

渡邊委員のご意見についてはどうか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

毎年、県ではP R T R法に基づく化学物質の排出量の集計をしているが、今のところ手持ちのデータはない。

【崎田委員】

私の理解では、P R T Rの制度ができてから事業者の管理体制がしっかりしてきて、除々に減少傾向にあるが、揮発性のものについては相対的に改善されていない傾向があるので、きちんと見ていかなければならないと思う。

P R T Rの制度の見直しの機会があると思うが、もう一度そういう制度をきちんと見ていくという時期が来ると思う。

今回は水系に入ったときの基準の話ということで、全体量からは少な

いということだが、全体で環境を良くしていくという厳しい方向に向かっている中で、きちんと改正案を出していくことはよいことだと思う。

【長林議長】

渡邊委員、先ほどの説明でよいか。

【渡邊委員】

よい。

【長林議長】

資料1-2の2ページの4の排出状況で誤解を招くのは、公共用水域への排出割合は、全体の排出量の0.08%ということは、全部使っているもので0.08%だけが公共用水域に出ていくというように読めるし、逆に他の量が出ていくのではないかという誤解も招くような文章になっている。公共用水域に出ていくものが全体の使用量の0.08%だけが出ていくということがわかるような文章にしていただければと思う。

【志田主幹兼副課長】

追加で説明する。

今の説明については、国の環境審議会と同じようなデータで説明しており、その中でP R T Rのデータを使っている。

P R T Rのデータの出し方そのものの問題でこのようになっている場合もある。

下水道業はトリクロロエチレンを取り扱っていないため、排水濃度から算出して濃度を出すことになっており、その濃度が定量下限未満の場合は、定量下限の2分の1の値を使って計算で出すので、実際には過大に算出されている可能性があるという指摘されている。

先ほどの0.08%というのは、環境中に出るトリクロロエチレンのうちの0.08%が水系にいくということである。残りは全部大気系にいくということである。

また、県では公共用水域の水質測定を行っており、これまでトリクロロエチレンが検出されたことはない。

【長林議長】

その他意見はあるか。(特になし)

提案の内容について、認めてよいか。(異議なし)

【長林議長】

それでは、本件については、提案された内容で審議会の答申としたいと思う。

「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて」は審議終了である。

本件については、別途私から知事に答申させていただく。

また、各委員の方には答申後にその写しを事務局からお送りする。

イ 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料2-1から2-3により、水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【長林議長】

石田委員から事前の質問が提出されているので、回答をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

資料2-1の1頁に「水域類型ごとに基準が定まっているのは“生活環境の保全に関する環境基準”のみ・・・」とあるが、何故、“人の健康の保護に関する環境基準”は定めていないのか、という質問があった。

これについては、先ほど1頁目でご説明したが、生活環境基準は健康項目と生活環境項目の2種類に分かれている。健康項目は有害物質関係であるため、段階をきめて類型指定をするものではなく、全国一律でその基準ということで環境基準を決めている。生活環境項目は汚濁の程度で決めている。例えば、何に水域を利用しているかに応じてランクがある。COD、窒素及び燐など、汚濁の程度という考え方があるので類型指定は生活環境項目のみとなる。

【石田委員】

生活環境項目については分かったが、健康項目はなぜないのかといことを確認したいのだが。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

健康項目については、先ほどのトリクロロエチレンと同じだが、人体へのリスクというのがベースとなり、それで一律となっている。リスクの程度という考え方はなく、一律の害があるか、ないか、という基準で

ある。

例えば、毎日2L、70年間飲んでも大丈夫だ、といういわゆる人への害の知見に基づき決まっているので、誰々にはここまでのリスクで、誰々にはここまで、という考えはとっていない。

【石田委員】

分かった。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

次の質問に移らせていただく。資料2-1の3頁下6行について、「可及的速やかに」は「できるだけ素早く」という意味であり、「ロ、ハ、ニ」いずれにも記載されているが、法律等からの引用か、というご質問があった。これについては、環境省の通知に基づいて決められているものである。

【石田委員】

法律などに決めてあることをそのまま書いているということか。普通の人が見たら違和感を覚えるのではないかと思い質問させてもらった。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

基本はイロハニでやっている。

「イ」は直ちに基準を達成、「ロ」は5年以内で速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間、概ね10年と言われており、その期間で速やかに達成ということである。

【長林議長】

法律等で決められていることをそのまま準用したというお答えでよろしいか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

そうである。

【長林議長】

でも、この書き方はおかしいという石田委員のご意見であった。石田委員の事前質問がまだあるようならば、続けてどうぞ。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

千五沢ダムと東山ダムの二つのダムのみが取り上げられている理由は何かというご質問があった。

県で湖沼の類型指定を行っているのは15湖沼であるが、その指定した段階で、その基準達成が10年では難しいという湖沼について、暫定目標を2湖沼において設定している。

【石田委員】

10年、というのはどこかで規定されているのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

これも環境省の通知で、そういった区分で取り組むようになっている。

【石田委員】

一般の方から見れば分からないが、そちらの方から見れば、通常の決めごとという理解でよろしいか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

そうである。そういった枠組みの中で、いろいろな取組をして努力していく、という仕組みになっている。

【崎田委員】

今の関連で質問させてもらってよろしいか。

資料2-1の4頁の達成期間には“ニ”と書かれているが、なぜ、イロハではなく、“ニ”に指定したのか。10年以上掛かるだろうと最初からそう思った理由は何か。

もっといえば、類型をAに指定したということは、水道の利用もあるということである。であるのならば、もっと期間を短くという選択肢もありうると思うのだが、なぜ、ここは寛大な“ニ”という類型を指定したのか。まずそのことを教えていただいて、状況を把握したい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

この2湖沼については、そもそもの水質が指定される基準よりも離れており、暫定目標を設けて取り組まなければならない状況にあった。

例えば、いずれも水道水源となっていたが、悪臭なども出ていた時期もあり、水質が悪かったというのが基本にある。それに対して暫定目標を設けて段階的に取り組もうということで“ニ”としたものである。

【長林議長】

いろいろなご意見があると思うが、事務局より石田委員の事前質問に対して回答した後で質問を受けたいと思う。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

石田委員の事前質問に対する回答を続けていきたい。

資料2-1の6頁の評価欄に「・・・さらなる取組が求められる」とあるが、目標を達成できなかった理由の記載はないのか。また、「さらなる取組」の内容又は例示を具体的に記載する必要があるのではないか。平成32年度の結果が予測値を超えた場合は、その時点で平成37年度の予測値の見直しを行うのか、という3つの質問があった。

まず、目標を達成できなかった理由についてだが、これまでの5年間いろいろな取組を実施してきたが、震災後、原発事故の放射能の影響で畜産農家にはたい肥の滞留の問題などがあったと聞いている。今でも、なかなかうまくいかない部分はあるが、そういった部分について、今後取り組んでいきたい。

「さらなる取組」については、資料2-2の38頁、48頁で説明させていただいたが、この部分は農林水産部と大きな関係があり、連携して取り組んでいきたいと思う。農林水産部でも新たに計画を立てる予定があり、畜産農家のたい肥を活用する仕組みなどにも取り組んでいるようなので、そういったもので効果が出れば、と考えている。

3点目の37年度の予測については、32年度にまた見直しを行うこととなる。32年度までの水質結果や、その時点で土地の利用状況が変わったり将来に向けて開発計画が出てくる場合があるので、こういったものを考慮して32年度に37年度の暫定目標を考える。32年度にこの暫定目標を圧倒的にクリアして、暫定目標をなくして環境基準だけにする、というのが取組の基本ではあるが、もし、今回のように伸ばさなければならぬということならば、その時点でまた暫定目標を検討する。

資料2-1の6頁下4行に「将来、湖沼A型類及び湖沼Ⅲ型類の環境基準値を達成することは難しい見込み」とあるが、「難しい見込み」と判断した理由等も併記すべきでは、という質問があった。

32年度、37年度と、流域の生活排水方式の変化や各施策を講じた場合の水質予測を行った結果、予測値は現在よりは下がるが、5年、10年の間では環境基準達成が困難という結果になっている。また、暫定目標の値にまだ達しない見込みでもある。よって「難しい見込み」とし

た。

次に、資料2-1の7頁について、暫定目標を32年度までに達成する見込みはあるのか、ア～カのそれぞれに低減目標を割り当てないのか、といった意見があった。

それぞれの項目に、暫定目標に寄与する目標を割り当てられないのか、という質問だと思うが、低減目標の割り当てを行うことは難しいため、関係各課・市町村と連携し、それぞれの施策の推進を図っていきたい。

資料2-2の1頁の上から3行目「・・・環境基準の水域類型指定がなされていなかった」とあるが、その理由は何かとの質問があった。

つまり、それまでは類域指定しなかったのはなぜか、ということだと思うが、ダムが完成したのが昭和60年であり、ダムの完成後、類型指定のための基礎的調査等を行い、それをもとに検討し、平成12年度に類型指定したという経過がある。

最後となるが、資料2-2の6頁(3)の表に、T-N、T-Pとあるが、注意書きが必要では、というご意見があった。

この資料は審議会用の資料であるので、口頭で説明したい。T-Nは、Total 窒素、T-PはTotal 磷である。

石田委員からの事前質問は以上である。

【長林議長】

何か気になる点等があったか。

【石田委員】

評価の「さらなる取組」のところだが、具体的な内容は、資料2-2に書いてあるという説明であったが、評価は評価でそこだけで完結するような書き方が必要なのではないか。

暫定目標に達していないから「さらなる取組が求められる」、ここで終わっているが、もう少し具体的に例示をあげて記すべきでは。後の部分は今のご説明で分かった。

【崎田委員】

目標値に関して質問がある。千五沢ダムは、これまで暫定目標に対して、全窒素を除き、クリアできていない状況なので、今回の見直しでも32年度までの暫定目標を同じにするというのは納得できる数字である。

一方、東山ダムは、かなり暫定目標の数値に近づいており、ほぼクリアできるような状況になっているにも関わらず、現行の目標値を継続するという案が出ている。例えば、東山ダムは、本来の環境基準の値にするといった目標にするというのは無理なのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

東山ダムについて全燐が26年度に0.014mg/Lということで暫定目標を達成している。

東山ダム流域は、人為的な区分、いわゆる畑や生活排水などの要素が少ない地域である。また、生活排水の重点地域になっており、暫定目標を設けて取り組むのが、地元としても効果的だったと思われる。

また、平成26年度には暫定目標を達成したが、過去にさかのぼってみると、基準を達成できていない年もある。

くみ取りや単独浄化槽を合併浄化槽にするのはなかなか進まない状況にもある。地元の会津若松市は生活排水対策を進めていくとしており、県もエコファーマー等に取り組んでいきたいとしている。暫定目標の形をとりながらこういった各取組を推進していきたい。

32年度と37年度の将来予測値は同じに見えるが、0.0144mg/L、0.0143mg/Lと、微細だが減少するようになっている。人為的な汚濁の寄与は少ないけれど、徐々に下げていく努力をしていくということで意味があると考えている。

【崎田委員】

地域の皆さんで水質改善へ向けて、合併浄化槽への取組などでご苦労されているところ、一気に基準を厳しくするというのは難しい状況だと解釈した。

今後どうするかということ、細かく書き込むというのは出来ないのかもしれないが、生活排水のところで、合併浄化槽などの対策を整備すると書いてある。合併浄化槽にした地域を調べると、合併浄化槽のそれぞれの設備によって、検査の期間というものがあるが、家庭でそれをやっているところがほとんどない。一回設置してしまうと安心してしまいがちなため、その所をきちんとフォローしていただくとか、そういった所を徹底していただければありがたい。

また、千五沢ダムの関係になるが、今後の目標達成のための施策の方向性の中で、畜産農家が大変多い地域であるため、畜産たい肥の対策を進めてゆきたいというお話があった。たい肥化という使い道が進まない状況にあるのならば、費用が掛かるかもしれないが、地域全体でバイ

オガス化を目指してはどうか。広域の地域で連携をしながらやるような取組を行政の方で支援しながらフォローするなど、そういった抜本的な取組があってもいいのではという印象をもった。エネルギーは出来るだけ自然エネルギー活用という方向で福島県は舵を切っているので、そういった選択肢もあるのではと思った。

【渡邊委員】

暫定目標を出さなければならない、今回はこの数値にする、ということは分かった。しかし、暫定目標を立てることによって、どういう改善が出来るのか、ということが分からない。審議会で決定し次年度から目標値となったときに、各自治体に強制力などが働き、環境審議会の結果に基づいて、いろいろな措置がとられるのかどうか。その辺はどのようになっているのか。審議した後、その中身がどうなっていくのかが知りたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

千五沢ダム及び東山ダムについては、すでに基準が達成できている湖沼に比べれば、基準から遠ざかっているので、それに対して暫定目標を設けてさらに取り組むのだ、という原動力になる。

水質汚濁防止法に基づく強制力には明確にはないが、暫定目標を作ることで、取組に対する起動する力、動機になり、行政としての目標になる。環境基準そのものが行政の目標ではあるが、さらに、特に対策をとらなければならない部分だ、ということで庁内連絡会議などの取組ができる。

【渡邊委員】

例えば、資料2-2の7頁(5)目標達成のための施策としてア～カまで書いてあるが、こういったことを具体的にやる部署、こういったことを強制できる部署はどこになるのか。これはただ単に、審議会の中で、こういった意見がありました、こういうものがあります、ということで、記しただけなのか。あるいは、こういったものに要因があります、という原因を明らかにしただけなのか。それとも審議会をやることによって、こういったものに具体的な目標をつける、そういう形の中で改善がすすむのか。

改善するとして将来値を計算しても32年度、37年度になってもなかなか目標を達成できないようである。今までの委員の皆さまからもあったとおり、結局今までの具体的な対策が足りないのであるから、また同じようになってしまわないか。また同じように暫定目標見直し

をやります、では済まない話である。

資料2を見てみると、千五沢ダムは北須川が圧倒的に汚染源になっているように思える。東山ダムのほうは、極端な話、県でもどこでもいいので、補助金を出して、合併浄化槽にすればいいのではないか。そういったことで改善できるのではないか。そういう風にこの資料を読み取った。

そういう方策を立てずに、暫定目標を審議会委員で作って、こうなりました、はい、終わり、で改善が進むのかな、という疑問を持った。

そういう施策を具体的にやる動きがないため、目標を達成できないという状況になっているわけで、暫定目標を作る意味がないように思える。暫定目標に向けて、因果関係が分かっているのだから、何をどういう形で削減していく、そして、これだけの施策をするには年数が掛かるから達成まで期間が必要である、という説明があればいいのだが。

【長林議長】

事務局はお答えできるか。もう少し他の意見を聞いてみてもよいと思うが。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

先ほど、暫定目標をア～カに当てはめてはどうかという意見があったが、あなたのところは寄与率何%だから、あなたのところは何%頑張れ、というようなことは難しいという話をさせていただいた。

資料2-2の38頁や42頁をつくるために、関係部局と調整もしている。そういった調整、検討をすること自体が取組の前進になっている。この文面を作る上で、これまではどうだった、これからは何ができるのか、効果的なものがないのか、ということ議論しており、そういった点については暫定目標をつくる意味がある。

【長林議長】

そこに関しては、県でも水環境の目標値を決めて、5年ごとに見直しを行い、具体的な検討項目で、達成できたかどうかを評価しているので、それが1つの表れということだと思う。

今、論議していただいているのは、見直しの目標値がこれでいいのかということと、文面の書き方をどうするかということなので、そこを議論いただければ。

【渡邊委員】

今回の千五沢ダム等では、地区が限られているので、流域から汚染源を断定できるのではないか。原因を追及して、そこに対して策を取る、というような方針を取るべきなのでは。全体でどうする、ということではなくて。

【河津委員】

負荷量の計算の中だが、資料2-2の15頁に千五沢ダムにおける排出汚濁負荷量がある。将来に進むにつれて負荷量が少なくなっているが、これは対策を取っているからこのような結果になっているのか。例えば、農業系だとかなり減少しているようだし、畜産系も下がっているようである。これは対策を取った結果なのかお聞きしたい。また、排出汚濁負荷量がこのように減少しているにも関わらず、将来予測値はそれほど減少していないようだが。この関係性についてもお聞きしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

負荷量の計算だが、農業系や畜産系の負荷量が多くなっているが、これは、例えば千五沢ダムであると、東川、青井沢川、乙空釜川、北須川、平田川という流入河川があり、そういった河川ごとの牛や豚の頭数、農地の面積などを考慮し算出している。

【河津委員】

出し方は分かるので、32年度、37年度と、年度によって負荷量が減少しているというのは、施策をとおしての減少なのか、自然的な減少なのかを教えてください。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

現在の負荷量をベースに、施策をすることによって、5年後の平成32年に1割程度、10年後の平成37年に2割程度、施策によって負荷量が減少したとして計算している。

【河津委員】

施策をやった結果ということによろしいか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

施策をやって、その効果が、1割あるいは2割減少したという数値とを考えていただければと思う。

【河津委員】

負荷量がだいぶ減少しているわりには、なかなか将来の数値は下がっていないようだが。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

それぞれの汚濁のシェアにおいて、人為的に動かせる部分が多ければ多いほど施策の効果は表れやすい。

例えば、東山ダムのように、流域面積において山林が多いため、そこからの負荷が多く、人為的な負荷量のシェアが少ない場合、1割減や2割減といった施策の効果を表れにくい。千五沢ダムにおいては、田畑や生活排水、畜産など、人為的な部分が多い。そういった面から見ると千五沢ダムは施策の効果が出やすいことが計算結果に表れている。

我々としては、その1割、2割以上に負荷量を削減できるように施策に取り組んでいきたい。また、数値は取り組んだ結果という訳ではなく、取り組んでその効果が1割減、2割減としてでた場合の計算結果である。

【河津委員】

いろいろな施策を行うことを入れ込んだ計算結果がこの数値ということでは分かった。そこに対して、今の施策では目標を達成するには不十分なので、さらに今後新たな施策を展開していく、という行政目標は考えていないのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

今考えられる、市町村や庁内関係課から得た効果的な施策については織り込んでいるが、将来、今想定していないようなもっと効果的な事項があれば率先して取り組んでいきたい。

【長林委員】

だいぶご議論いただいたが、これを承認いただくには、事務局に確認したいことがある。議事(1)については最終的な答申について認めるということで通知が出ると思うが、議事(2)についても暫定目標の数値が示されており、これを承認すると、この暫定目標値だけを設定した、という結果が出て行くのか。見直しについての資料2-1、2-2等の扱いはどうなっているのか教えていただきたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

資料２－３に諮問の資料があるが、これで審議会の意見を求めているので、この中身のような形の文面で答申いただければと思う。この資料については、審議会資料という扱いと置いていただければよい。

【長林議長】

そうすると、今のご意見たくさん頂戴した中で、ただ対応を書くだけではなくて、部署と連携を図るよというご意見は、どういうところでお受けしてもらえるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

諮問をこういった形で出しているの、今出た意見については、答申の文面の中に条件などとして反映させていただければと思う。

【長林議長】

何かほかに付け加えるような意見はないか。

【渡邊委員】

環境審議会から改善するためにはもっと強い姿勢が必要だ、という意見が出されたことを書いていただければと思う。

【長林委員】

そういう内容を書いていただくということでよろしいか。

【渡邊委員】

応援メッセージとして書いていただきたい。

【長林議長】

それでは、暫定目標の値はこれでよろしいか。（意義なし）

目標値はお認めいただくということで、答申の文面については、私と事務局にお任せいただきたい。各委員の方には答申後にその写しを事務局からお送りする。

ウ 平成２８年度水質測定計画について

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料３－１から３－３により、平成２８年度水質測定計画について説明し、以下の質疑等が

あった。

【長林議長】

まずは、石田委員から事前質問のあったことについて回答をお願いしたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

資料3-1、3頁の表において、「変更理由」欄に「測定を再開」とあるが、一時休止していた測定を何らかの理由で再開したということか、そうであるのなら理由を書くべきではないか、という質問があった。

資料3-2、43頁の平成28年度水質測定地点図を見ていただきながら説明を聞いていただきたい。

資料3-1、3頁の表に示した地点は、太平洋側に位置し、測定が休止されていた地点である。これらの地域は、各方面で生活を取り戻すための取組がなされている状況にある。それらの状況を踏まえて、帰還準備のため、水質測定という基礎データを提供するために測定を再開するものである。

【石田委員】

資料3-1に変更理由として「測定を再開」と書いてあるが、これは変更理由でないと思う。測定を休止していた理由があって、その休止していた理由がなくなったから再開する、ということだろうとは思っていた。「変更理由」欄には、そのことを具体的に書いていただきたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

分かった。

【崎田委員】

避難区域や居住制限区域に指定されていた地点について、水質の測定が再開されることは住民の関心も高いのではと思っている。

地域の方はこれらの測定地点について、水質のデータと放射性物質のデータが一緒に出てくるのを期待しているのではないかと思う。総合モニタリング計画や、環境省が実施している放射性物質の常時監視の測定地点と、今回の計画の水質測定地点は同じ地点であるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

全く同じ地点という訳ではないが、ほとんど同一の地点である。

【河津委員】

水質測定計画とは別の話になるが、環境基準点については水質測定計画外にも放射性物質の調査を数多く実施していると思うが、その際に生活環境項目等については測定を行っていたのか。測定を行っていれば参考になるデータだと思う。

【志田主幹兼副課長】

平成28年度から測定再開を予定している地点について、平成23年度以降、水質測定計画以外でも水質測定は行っていない。

【長林議長】

休止地点については、測定を実施していないのでデータはない、ということでしょうか。

【志田主幹兼副課長】

そうである。

【河津委員】

放射性物質の調査であっても、サンプリングするわけであるから、参考としてでも生活環境項目等のデータがあれば良かったのだが。

【渡辺生活環境部次長】

震災時に放射性物質の測定を行った際に、pHの測定程度は行っていたと思うが、今回、測定を再開するような項目についてはやっていなかった。

来年度より震災からの「復興・再生期間」から「復興・創生期間」となり、新たなステージに進むこととなる。一部、帰還困難区域内の地点もあるが、そういった所もしっかりとモニタリングしていこう、ということによって測定を再開するものである。

【長林議長】

一般には公表しないがデータは所持している可能性もあるということか。

【渡辺生活環境部次長】

水質ではなく放射性物質の調査であるので、原子力規制委員会で策定

している総合モニタリング計画によって調査したものについては、県のホームページ等に全て公表されているので、そちらを見ていただきたいと思う。

【長林議長】

水質のデータはそこに載っているのか。

【渡辺生活環境部次長】

水質のデータは載っていない。あくまで本来の目的である放射性物質のベクレル数など、そういったものが載っている。

【長林議長】

いろいろなご意見頂戴したが、来年度の計画をこれでお認めいただけるか。（異議なし）

本件については、別途私から知事に答申させていただく。

また、各委員の方には答申後にその写しを事務局からお送りする。

(5) その他

特になし

(6) 閉会